

## 薬と健康の週間

10月17日～23日

今年も十月十七日から二十三日までは、「薬と健康の週間」です。この機会に、薬のもつ特質とその使用方法や取扱いについてよく考えてみましょう。

薬の使用、取扱いに際しては次のことに注意しましょう

- ・使用上の注意をよく読んで、使用時間、使用量、使用方法などをよく守り、正しく使しましょう。
- ・直射日光、高温、湿気をさけて保存し、子どもの手の届くところへは置かないようにしましょう。
- ・有効期限や使用期限の切れたものは処分しましょう。
- ・誤った買い方をしないよう、専門家によく相談して買いましょう。

### 「くすり相談室」開設

山口県薬剤師会では、七月十六日から「くすりの相談室」を設け、テレホンサービスを行っています。医療品や化学製品の情報を知りたいときは、お気軽にご利用ください。

受付時間 平日 九時～十六時

土曜日 九時～正午

電話 〇八三九一二二一

一四九三



## お宅の犬は ご近所に 迷惑をかけていませんか

最近、犬によるこう傷事故や、いたずらなどの苦情があいついでいます。

これらの犬による危害・被害の大半は、放し飼いなど不適當な飼いや方に原因しています。さらに、事故の続発も憂慮される状況にあり、飼育者の「義務と責任」が必

要とされています。犬を飼って

分の犬がご近所に迷惑をかけていないか、いま一度反省してみましょう。

△犬の飼い主として

心得ておきたいこと▽

・犬を飼うときは……

・犬の登録と狂犬病予防注射を必ず受けること

伝染病の中で、最も恐ろしいといわれているのが狂犬病で、世界中至るところで今もなお発生しています。

狂犬病予防法では、生後三カ月以上の犬の登録（毎年一回）と狂犬病予防注射（毎年春秋二回）を受けることが義務づけられています。

また、登録鑑札と注射票は必ず首輪につけてください。

・放し飼いはいけません

最近、犬を年中放し飼いにしたり、夜になると放して排泄と運動を犬にまかせている例が多く見られます。

県飼犬等取締条例では、犬の放し飼いを禁じており、違反犬は捕獲され、飼主は罰せられることがあります。

・犬をつないで飼うときは……

「小さな犬小屋のそばに棒杭に係累された状態」この飼育方法で、こう傷事故が多発しています。家の人にはおとなしい犬でも、外来者には攻撃的となり、苦情のもとになります。犬をつないで飼うときは、訪問者に迷惑をかけないように気をつけて、つなぐ場所を選びましょう。

・犬を運動させるときは……  
犬を運動させるときにも事故がよく起きます。とっさのときに犬を抑えきれないようでは困ります。

大型犬や、気の荒い犬を運動させる場合は、特にその配慮が必要となります。首論が抜けたり、引き綱がはずれたり、切れたりすることのないようによく点検してください。

・犬を飼えなくなったときは……  
犬は家族の一員です。最後まで世話をするのが、真の愛犬家といえます。

いろいろな事情によって、どうしても飼えなくなったときは、放したり捨てたりすることは絶対にやめてください。保健所や町で引取って、適切な処置をとっていますのでご相談ください。  
(保健衛生課)

## 狂犬病予防注射のお知らせ

昭和五十九年度秋季狂犬病予防注射を次の日程で行いますので、該当者は必ず最寄りの会場を受けてください。

・注射済票交付手数料 三六〇円  
※未登録の場合は印鑑をご持参ください。

△料金▽

・登録料(春季未登録の場合)

一、一〇〇円

・予防注射料 二、二四〇円



### ＜実施日程表＞

月	日	時 間	場 所
10月29日		9:00~10:00	黄波戸旧魚市場
		10:10~10:20	黄波戸口集会所
		10:30~10:50	西坂本集会所
		11:00~11:20	長行集会所
		11:30~11:40	向田集会所
		13:40~13:50	炭床集会所
10月30日		14:00~14:20	野田公民館
		9:00~9:10	大内山上集会所
		9:20~9:30	国広集会所
		9:40~9:50	新市集会所
		10:00~11:00	役場前

(注) 畜犬頭数の関係上、予定時間が少々前後するかもしれませんが悪しからずご了承ください。